

第26回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年8月23日（火）【午前10時00開会】

1. 開催日時 令和4年8月23日（火）午前10時00分から午前11時38分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 8人

会長職務代理者 5番 篠原 正明

委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 6番 高橋 宏治
7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

中川 義人 推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件
について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 報告第1号 非農地証明願について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他 事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、主任 齋藤純一、主事 松本ひなた

7. 会議の概要

令和4年8月23日（水）【午前10時00分開会】

- 局長 時間となりましたので、始めたいと思います。梁島会長と大関委員から欠席の報告を受けておりますので、篠原職務代理に進行をお願いしたいと思います。では定刻になりましたので、これより第26回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は8名となります。また、中川推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、篠原職務代理よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○職代 みなさんおはようございます。暦通り朝晩過ごしやすくなりまして、農作業もこれから忙しくなるかと思いますが、新型コロナの終息も目途が立たない状況ですので、みなさま方も健康管理には注意をしていただきたいと思います。

さて、今日の総会なのですが、今月の5条の申請は10件の案件がありまして、現地調査の報告があるかと思いますが、またその他の事項では農地パトロールの方法が変わるようですので、慎重審議の上、スムーズに進行していきたいと思っておりますのでご協力のほどよろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長ということですが、今日は篠原職務代理をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、6番 高橋 宏治 委員、7番 琴寄 成人 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の齋藤主任を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。1ページをご覧ください。

壬生町国民健康保険運営協議会が、7月20日、水曜日、役場101会議室で行われ、清水利通農業委員が出席いたしました。

壬生町農業振興地域整備促進協議会が、7月27日、水曜日、役場101会議室で行われ、篠原正明職務代理、大橋好一農業委員、鈴木進吉推進委員が出席いたしました。

「知事と語ろう！とちぎ元気フォーラム in 壬生」が、7月31日、土曜日、役場大会議室で行われ、木野内佳代子推進委員が出席いたしました。

農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、8月17日、水曜日、役場101会議室と現地において行われ、刀川正己農業委員、大関孝男農業委員、篠原正明

職務代理、中川義人推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔齋藤主任〕

それでは、議案書2ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、ご説明いたします。8月5日、金曜日締切りの時点で、8件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (上町) 自作地145㌥ 貸付地48㌥

譲受人 _____ (上町) 自作地99㌥ 借受地37㌥ 貸付地54㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 872㎡

交換による所有権移転 稼働 3人

第2項

譲渡人 _____ (上町) 自作地99㌥ 借受地37㌥ 貸付地54㌥

譲受人 _____ (上町) 自作地145㌥ 貸付地48㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 889㎡

交換による所有権移転 稼働 3人

第3項

譲渡人 _____ (助谷) 自作地10㌥

譲受人 _____ (北小林) 自作地161㌥ 借受地542㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1056㎡

売買による所有権移転 _____ 円 稼働3人

第4項

譲渡人 _____ (下野市) 自作地 12畝 貸付地 9畝
譲受人 _____ (上新町) 自作地 48畝 借受地 144畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1295㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 4人

第5項

譲渡人 _____ (北小林) 自作地 137畝
譲受人 _____ (北小林) 自作地 24畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 1675㎡
壬生町大字 _____ 田 386㎡
壬生町大字 _____ 田 776㎡
壬生町大字 _____ 畑 588㎡
壬生町大字 _____ 田 380㎡
壬生町大字 _____ 田 1735㎡
壬生町大字 _____ 田 287㎡
合計 5827㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 2人

第6項

譲渡人 _____ (松原) 自作地 370畝 借受地 67畝
譲受人 _____ (本郷) 自作地 529畝 借受地 12畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 595㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 3人

第7項

譲渡人 _____ (鹿沼市) 自作地 181畝
譲受人 _____ (松原) 自作地 206畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 596㎡
贈与による所有権移転 稼働 2人

第8項

譲渡人 _____ (鹿沼市) 自作地 181畝
譲受人 _____ (栃木市) 自作地 60畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 439㎡
売買による所有権移転 _____ 円 稼働2人

以上、第1項から第8項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書および添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。説明は以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員

第1項案件と第2項案件は交換分合ということで、一括で報告してもよろしいですか。

○議長 よろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長 では、一括の報告でよろしくお願ひします。

●7番 琴寄 成人 委員 (1項・2項の現地調査の結果並びに補足説明)

では、議案第1号第1項について、去る8月12日に譲渡人の _____ さん、譲受人の _____ さんの立会いのもと、私と清水農業委員、賀長推進委員の3人で確認をいたしました。チェックシートに基づき確認をいたしましたが、なんら問題を生ずる恐れがないものと思われまますので、審議のほどお願いいたします。

続きまして第2項案件ですが、同じく8月12日、譲渡人の _____ さん、譲受人の _____ さんの立会いのもと、同じく私と清水農業委員、賀長推進委員の3人で確認をいたしました。チェックシートに基づき確認をいたしました。なんら問題を生ずる恐れがないものと思われまますので、審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、まず第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。先ほどの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項案件について報告いたします。

去る8月12日に私と篠原農業委員、清水正美推進委員、譲受人の_____さんと、親にあたります___さんの5人で確認いたしました。チェックシートに従いまして確認いたしましたが、なんら問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員(4項の現地調査の結果並びに補足説明)

農地法第3条規定、第4項について説明いたします。

4項案件は8月12日、金曜日、午後1時から琴寄成人農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員と私で現地を確認いたしました。譲渡人の___さんと譲受人の___さんは親戚関係になります。チェックシート7項目に関しても、なんら問題はないと思われますのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

この方は何歳くらいの方なのですか。

●9番 早乙女 誠 委員

この方は新規就農者で、下野市の___さんと7～8年一緒にやっている人です。それで、親戚の___さんから購入した形かな。

●2番 大橋 好一 委員

藤井のかなり石橋よりの所だと思うのですが、上新町からここまで遠いし。畑で麦か何か作るのですか。

●9番 早乙女 誠 委員

___さんの説明によると、野菜で、ニンジンとトマトと言っていました。多分___さんと一緒に出荷するのではないかな。

●2番 大橋 好一 委員

___さんは野菜はやっていないのではないかな。ソバくらいじゃないの。

●9番 早乙女 誠 委員

ニンジンとトマトで、カゴメの会社に出荷しています。

●8番 清水 利通 委員

上新町でイチゴなんかを作っていたんだよね。壬生中の方にも土地があるんだけど、それじゃ息子さんは就農したんだね。かなり年配だよね。

●9番 早乙女 誠 委員

40歳になったくらいだと思います。

○議長 よろしいですか。他にありませんか。他にないようですので、採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き第5項案件について説明いたします。

5項案件は8月13日午後1時より、大関孝男農業委員、地区担当の廣澤薫推進委員、譲受人の_____さんと私で現地確認をしてみました。現地は譲受人の_____さんが以前から借受耕作している農地になります。チェック項目7項目に関しても問題ないと思われますので報告いたします。以上審議お願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

第6項について説明いたします。

去る8月13日に譲受人の_____さんの立会いのもと、私と刀川農業委員、青木推進委員の3人で確認してまいりました。チェックシートに基づき確認いたしましたが、なんら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

第7項について説明いたします。

同じく8月13日に譲受人の_____さんの立会いのもと、私と刀川農業委員、青木推進委員の3人で確認してまいりました。チェックシートに基づき確認いたしましたが、なんら問題の生ずる恐れはないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員(8項の現地調査の結果並びに補足説明)

第8項について説明いたします。

8月13日に_____の立会いのもと、私と刀川農業委員、青木推進委員の3人で確認してまいりました。チェックシートに基づき確認いたしましたが、なんら問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」

を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔齋藤主任〕

それでは議案書4ページ、議案第2号「農地法第5号の規定による許可申請の件について」を、ご説明いたします。8月5日、金曜日の締切り時点で7件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (釜ヶ淵)

譲受人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	3 4 7 m ²
壬生町大字 _____	田	4 5 7 m ²
壬生町大字 _____	田	4 7 5 m ²
	合計	1 2 7 9 m ²

_____ 施設敷地 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 _____ (助谷)

_____ (東原)

_____ (東原)

賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	8 6 9 m ²
壬生町大字 _____	畑	9 6 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	9 2 5 m ²
	合計	2 7 5 9 m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

こちらの案件につきましては、この後の事業計画変更申請の第1項案件と同一事業となっております。今回の申請地の西側に隣接する土地は、令和4年5月に園芸用土採取の一時転用許可を受けております。今回、申請地の土地所有者から土採取の依頼を受けたことから、事業の区域を拡張する変更申請となっております。

つきましては、拡張部分の申請と、区域拡張による変更許可申請の2件となります。

第3項

賃貸人 _____ (北原)

賃借人 _____ (北原)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	2 2 2 7 m ²
-------------	---	------------------------

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第4項

賃貸人 _____ (六美町南部)

賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 1948 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第5項

賃貸人 _____ (下野市)

賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 8242 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第6項

譲渡人 _____ (福和田)

譲受人 _____ (中表町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 332 m²

自己用住宅敷地 贈与による所有権の移転

第7項

賃貸人 _____ (中央)

賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 5702 m²

壬生町大字 _____ 畑 674 m²

合計 6376 m²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る 8月17日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の1番 刀川正己 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会

の調査結果を報告いたします。

現地調査については、8月17日(水)に、私と、大関孝男農業委員、篠原正明職務代理、中川義人推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神 尚係長、齋藤純一主任の7名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に50mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、_____として_____や_____を営んでおりますが、現在の_____は、_____個人が所有する建物を借用し事業を実施している状況です。_____の十分な活動スペースを確保し、また安全面においても考慮する必要があることから新しい_____の建築を計画したとのこと。

申請地は、申請人が経営している_____の近隣であり、_____の多数を占める_____小学校と_____小学校の間地点となることから最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、自己資金で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、土地収用法第3条該当事業であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員(2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約100mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地及び道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋め戻しの用土については宇都宮市内の _____ から調達予定であります。事業資金約 _____ 万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員(3項案件について報告)

次に第3項の案件についてご報告します。

申請地は _____ 小学校から北に約200mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大2.7mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋め戻しの用土については鹿沼市内の _____ から調達予定であります。事業資金約 _____ 万円については自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第4項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員(4項案件について報告)

次に第4項の案件についてご報告します。

申請地は、東武宇都宮線____駅から南東に約600mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.3mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については下野市内の_____から調達予定であります。事業資金約____万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから第2種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第5項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (5項案件について報告)

次に第5項の案件についてご報告します。

申請地は__小学校から南東に約900mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると山林から1.5m、道路から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大1.6mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については栃木市内の_____から調達予定であります。事業資金約__万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、8月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第6項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員（6項案件について報告）

次に第6項の案件についてご報告します。

申請地は、_____の南に位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は町内のアパートで生活していますが、子供が生まれ、現在の住まいが手狭になることから、戸建住宅の建築を検討していました。申請地は実家近くであり、交通の便や生活インフラが整っていることから最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定過程において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第7項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員（7項案件について報告）

次に第7項の案件についてご報告します。

申請地は、_____公民館から南西に約250mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2m、の保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、下野市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については_____から調達予定であります。事業資金約_____万円

については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて嚴重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員
ここの出入口はどこなのですか。搬入・搬出口はどこからなのですか。

●1番 刀川 正己 委員
南の道路から入るということです。

●事務局 齋藤主任
南側から入るということですが、ダンプが2トンダンプで出入りするということで話を聞いております。

●2番 大橋 好一 委員
2トンなら通れる。前回の例もあるので、この場所はかなり狭い道ですよね。わかりました。

○議長 他にございませんか。発言がないようですので採決いたします。議案第2号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、8月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします

す。

●事務局 議案書の朗読と説明〔齋藤主任〕

それでは議案書6ページ、議案第3号 農地法第5号の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。8月5日、金曜日の締切り時点で3件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (東原)
_____ (助谷)
_____ (助谷原)
_____ (東原)
_____ (東原)
賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	9 6 8 m ²
壬生町大字 _____	畑	1 0 1 1 m ²
壬生町大字 _____	畑	9 4 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	8 6 9 m ²
壬生町大字 _____	畑	9 6 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	9 2 5 m ²
	合計	5 6 8 3 m ²

令和4年5月27日付で園芸用土採取を目的とした賃借権の設定で一時転用許可を受けておりますが、今回採取面積の変更となっております。

第2項

賃貸人 _____ (助谷原)
賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	4 0 7 6 m ²
-------------	---	------------------------

令和3年8月27日付で園芸用土採取を目的とした賃借権の設定で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和5年8月26日までの期間延長申請となっております。

第3項

賃貸人 _____ (中泉)
_____ (高根沢町)
_____ (中泉)
賃借人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字_____	畑	1 5 6 9 . 2 5 m ²
壬生町大字_____	畑	5 9 4 . 9 4 m ²
壬生町大字_____	畑	3 7 9 . 8 0 m ²
壬生町大字_____	畑	9 5 2 . 5 0 m ²
	合計	3 4 9 6 . 4 9 m ²

令和3年7月20日付で園芸用土採取及び搬出入路を目的とした賃借権の設定で、当初一時転用許可を受けておりますが、今回、令和5年7月19日までの期間延長申請となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る8月17日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の1番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ8月17日（水）に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

こちらの案件については、5条の第2項と同じ案件になります。令和4年5月27日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、前回許可となった採取地の周辺土地所有者から新たに同意が得られたことから、採取面積の拡張申請に至ったとのことです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件

については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

●6番 高橋 宏治 委員
ちょっと確認だけいいですか。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員
この案件は変更ですよ。そうすると議案第2号の2項の分も土地として入っているのですが、これは入っていていいのですか。

●事務局 齋藤主任
新規申請として新たに追加する部分と、元々の申請からの部分、ということで計画変更の申請となっています。

●6番 高橋 宏治 委員
許可は二つになるのではなくてですか。

●事務局 齋藤主任
当初許可がもともとあったので、その面積変更ということですよ。

●6番 高橋 宏治 委員
面積変更で今回2759㎡が増えたのですよね。
とすると、どちらかだけでいいのではないのですか。議案第2号の第2項か議案第3号の第1項か、どちらかの審議でいいのではないのですか。両方審議する必要があるのですか。

●事務局 齋藤主任
今まで同一区域で面積を拡張したときは、新規申請と計画変更申請の2件を出してもらっていました。

●6番 高橋 宏治 委員
特に支障はないのですか。両方ともに許可を出すわけですよ。あまりないと思うのですが、例えば議案第2号の方だけ総会で承認を得て、議案第3号のほうで否決された場合とかはどうするのですか。議案が二つに分かれると、その可能性が出てくると思うのですが。これはどちらか一個でいいのではないかという気がするのですが。もしくは一括審議で片方が否決されたら、もう片方も否決という様にしないと、どちらか片方が否決されたときに変なことになってしまうので。議案の出し方として若干疑問があるのですが。

もし両方出すのであれば一括審議にするべきものだと思います。私はどちらかで

いいのではないかと思いますけれども。

●事務局 齋藤主任
確認してみます。

○議長 事務局で確認してもらってください。

●6番 高橋 宏治 委員
そうですね。確認してください。許可なので、二つ許可が出てしまうというのは、ちょっと理解ができません。

○議長 今回はこれで採決してよろしいですか。

●6番 高橋 宏治 委員
はい。結構です。

○議長 他にありませんか。

●2番 大橋 好一 委員
それに関連して、いいですか。
議案の第2号で否決されたら、議案第3号でも当然議案上程にはならないですよ
ね。今の話はね。

●6番 高橋 宏治 委員
そうしないとならないですよ。

●2番 大橋 好一 委員
最初の説明で、この議案第2号と3号については、関連があるとされてるのであ
って、ただ2号のほうが否決されてしまうと、当然3号は議案にあげられない。提
案の順番ということですよ。だから、2号で採決されたから3号で変更承認の議
案という形になると思うのですが。

○議長 この件については事務局の方で対処するわけですが、確認をお願いします。

●2番 大橋 好一 委員
一括の審議にするのか、関連して一緒にやってしまうのか。議案として別々に上
程してあるので、別々に審議しなくてはならないのか。そこのちょっと確認してく
ださい。

●8番 清水 利通 委員

土地の表示が一括になっているから。3号は一括で表示されているでしょ。

- 1番 刀川 正己 委員
計画変更の件で、まだ、期間が終わっていないですよ。
- 事務局 齋藤主任
そうです。今年の5月に当初の許可が出ています。
- 1番 刀川 正己 委員
まだ終わっていないということですね。終わってないので、その続きで面積が増えるので、変更にした。
- 事務局 齋藤主任
その区域の中で、面積を拡張するので計画変更になります。
- 1番 刀川 正己 委員
面積が増えたから、計画通りにいかないということですね。それなので計画変更。
- 2番 大橋 好一 委員
面積の変更というのは、許可の基準になるのですか。期間の変更で1年間延長するというのは許可になるかもしれないが、期間は変更なしで、面積が変わるだけということは、許可の範疇なのですか。
- 事務局 齋藤主任
面積変更も許可の対象になります。
- 議長 他にございませんか。
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- 議長 次に第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 1番 刀川 正己 委員(2項案件について報告)
次に第2項の案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和3年8月27日付で園芸用土採取のための一時転用許可を受けております。理由書によると、鹿沼土、赤玉土の品質が想定よりも悪く、計画通りに販売できなかったため、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (3項案件について報告)

次に第3項の案件についてご報告します。

こちらの案件につきましては、令和3年7月20日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、親族の入院等により、そちらの業務と掛け持ちで事業を行わざるを得ない状況であったため、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

●1番 刀川 正己 委員
ちょっといいですか。

先ほどの議案第2号第1項案件 _____の所なのですが、西側の道路が狭くてそこを入れていく所にフェンスをかける予定なんですけど、入っていく家の了解を得るといった話があったのですが、返事は来ていますか。

●事務局 齋藤主任

確認したのですが、直接話に行けていないようです。後日、譲受人の方から直接お伺いして、話をしに行くということは確認しております。

●1番 刀川 正己 委員
まだ返事はきていないのですね。

●事務局 齋藤主任
はい。まだです。

●1番 刀川 正己 委員
それは問題ないのですか。

●局長 それは、返事をもらったら、次の総会で報告という形でもよろしいですか。

●1番 刀川 正己 委員
はい。そうしてください。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいただきます。

●事務局 記載のとおり説明〔齋藤主任〕

それでは議案書8ページからの議案第4号、「壬生町農用地利用集積計画の件に

ついて」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規・賃借権分について、議案書9ページのとおり、2件、3筆、面積合計が7, 158㎡となっております。

次に一括方式の新規・賃借権分について、議案書10ページから11ページのとおり、8件、20筆、面積合計が20, 798㎡となっております。

次に一括方式の、新規・使用賃借権分について、議案書12ページから13ページのとおり、4件、20筆、面積合計が25, 247. 32㎡となっております。

最後に利用権の所有権移転分について、議案書14ページのとおり、2件、4筆、面積合計が3, 273㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員

参考に聞きたいのですが、一括の方式で賃借権の場合の借賃ですが、単価というのは決まっているのですか。計算すると5, 000円くらいなのですが。

●事務局 齋藤主任

特段金額は決まっています。

●1番 大橋 好一 委員

例えば1461㎡、7305円というのは、一反分5千円くらいの換算になりますよね。これって農地バンクの方で決まっている値段なのですか。

●事務局 齋藤主任

3筆合計したときに、1万円くらいになって按分したのでは。

●1番 大橋 好一 委員

みんな5千円掛ければこの数字にならないですか。1000㎡なら5千円とか。

●事務局 齋藤主任

確認します。

●1番 大橋 好一 委員

金額はその人によって、田んぼとか畑によって貸し賃というのは違うと思いますよ。5千円とか1万円とか8千円とか。これは全部5千円なんですよ。この人たちみんな5千円という契約になっているのですか。

●事務局 齋藤主任

今回の件は全部5千円になっています。

●1番 刀川 正己 委員

それは、納得しているのですか。

●2番 大橋 好一 委員

貸す人が納得しないとだめだと思うんですが。

●事務局 齋藤主任

農地バンク自体で単価が5千円ということではないです。

●2番 大橋 好一 委員

でも、ここに掲載されているということは、農地バンクが間に入っているだけであって両者の相対になっているのですよね。それってみんな5千円なんですか。たまたま5千円なのですか。

●事務局 齋藤主任

たまたま5千円です。

●2番 大橋 好一 委員

使用貸借はお金がかからないからいいのですが、そんなに長く借りる人はいないと思います。特に畑は。それなのにみんな同じ単価なので、どうなのかなと。単価5千円で決まっていますというので進めているのか、その辺が疑問だったものですか。たまたま5千円だったというのならそれきりなのですが。

○議長 他にございませんか。発言がないようですので、採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原

案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の15ページに4件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連し、第1項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員（1項案件について報告）

1項案件についてご説明いたします。

先月の26日火曜日、午後3時ころから、私と推進委員の星川 旭さん、事務局の宇賀神係長と現地を確認してまいりました。昭和42年より宅地として使用していること、また、20年前の航空写真を見ましても、竹林化していたことを写真で確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●6番 高橋 宏治 委員（2項案件について報告）

報告第1号第2項の案件ですが、7月27日に、中川推進委員と現地調査をいたしまして、問題はございませんでしたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●8番 清水 利通 委員（3項案件について報告）

3項案件についてご報告いたします。

願出人の_____さん立会いのもと、7月31日、土地家屋調査士の___氏、そして推進委員の癸生川さんと私で確認をさせていただきました。記載のとおり平成11年ごろから宅地として利用されていることを確認しましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に第4項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●8番 清水 利通 委員（4項案件について報告）

去る8月4日、願出人の_____さん、___建築士さんの立会いのもと、小島高雄推進委員、梁島会長、そして私で現地を確認いたしました。記載のとおり昭和45年ころから宅地化されていることを確認しましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第4項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第4項を終わります

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページから17ページに10件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページに5件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に「その他」についてです。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●局長 先に農地パトロールの件から説明いたします。

これまで、壬生・稲葉・南犬飼の地区ごとに1日ずつ農地パトロールを実施していたわけですが、耕作放棄地に関する調査がより細かくなり、耕作放棄地の状態が継続しているか・解消しているか、だけでなく、土地の状況、接道、農業用機械の通行の可否、荒廃の程度、再生利用可能かどうか、再生するためにはどんな作業が必要か、周辺の耕作者、受けては居そうかなど、確認しなければならなくなりました。また、把握するだけでなく解消に向けた方策を考えていかなければなら

ない、ということになりましたので、解消に向けた動きも含めて農地パトロールをしていただくようになります。

委員のみなさんは多忙な中、限られた時間の中で効率的にパトロールを行う必要がありますので、日程を合わせず、大字単位で、耕作放棄地が多い区域は単独、そうでない区域は複数の隣接する大字で合同、という形でパトロールを実施する、という方法はいかがでしょうかということで、提案させていただきます。

従来から南犬飼地区は2グループ、稲葉地区は3グループに分かれて回っていました。それを無理に同じ日程で実施するのではなく、別日で実施することで、より柔軟に日程を決めることができるかと思います。

地区で日程を合わせる必要はなくなりましてけれども、農業委員の中には複数の日にちでパトロールを行っていただく場合も出てきますので、1日あたり2時間掛からない区域もあれば、半日以上掛かる区域もあると思います。一日又は半日ほどやりくりをいただいて、実施していただければと思います。

結果的に自分の担当地区以外は見られことになってしまいますが、元々3地区に分かれていることから左程問題にはならないかと思っております。

耕作放棄地を解消することが目的であるので、事務局も同行し、解消に向けてどうすべきかを委員の皆さんに相談しながらパトロールを行いたいと考えております。あくまでも相談なので、委員の皆さんのご意見をいただきながら決めていきたいと思っております。

事務局の案としては、お手元に配布用ということで、「令和4年度農地パトロール 8月総会における協議事項」という資料が行っていると思いますが、2の地区割（案）で示した通りでご了承いただけますでしょうか。

9月から10月上旬を目途にパトロールを行っていただきたいと思っております。パトロールを行うグループ単位で日程を調整してもらい、もし区域の変更があれば新しい変更後の区域と日程の案を第3希望まで事務局にご連絡ください。

全体の日程を調整しましてパトロールを行うことといたします。地図については後で配布いたしますが、グループ単位になりますので、もし不足があればコピーしてお渡しいたします。

以上ですが、ご了承していただければと思います。

○議長 どうですか、みなさん、今、局長からお話がありましたが、どうですか。今までより確かにきめ細かくなって、区分け自体も調整しながらやってきたわけですが、複数日に渡るわけです。

- 1番 刀川 正己 委員
質問ですが、例えば南犬飼地区ですが、④まで番号がありますが、4日ということですか。
- 局長 4グループということですか。
- 1番 刀川 正己 委員
ということは、出る日は？
- 局長 ④が3個ありますが、④を一日でやらないで、分けてやっても大丈夫ということですか。一日でやっても大丈夫ですし、何日かに分けてやっていただいても大丈夫です。
- 1番 刀川 正己 委員
例えば④を一日でやる場合は、4人で回るということですか。
- 局長 それでもいいですし、回る人で調整してもらってもいいです。
- 議長 4人で回るよりは、2人で回る方が動きやすいんじゃないかな。
- 議長 事務局も一緒に回るから、いつでも対応できるんですよ。
- 事務局 齋藤主任
どの場所でも一人は最低対応しますので。
- 1番 刀川 正己 委員
これだけ分かれているのだから、だいたい全員出られるよね。
- 7番 琴寄 成人 委員
日にち、日程を事務局に報告しなければならないよね。
- 事務局 齋藤主任
そうですね。9月いっぱいか、もしくは10月上旬までの目安で考えております。
- 9番 早乙女 誠 委員
調べるだけならいいけど、再生可能かどうかとか、道路の幅とか全部調べなくてはならないんだよね。
- 8番 清水 利通 委員
これは、耕作放棄地となると、調査用紙に項目を書いておいて、そこに書き込め

るようにした方がいいですよ。

●局長 調査用紙ですよ。用意します。

●8番 清水 利通 委員
項目がわかればそこに書き込めるからね。

○議長 今までと書き方が変わるのかな。チェックの方法とか。

●8番 清水 利通 委員
チェックだけじゃなくて内容も書くようにしないと。

●局長 一つ一つじっくり調査していただくようになります。国の方の調査がより細かくなってしまったので。

○議長 考えれば難しい気もするのですが、小グループだと動きやすい気もする。この案でよろしいですか。

●8番 清水 利通 委員
とりあえずやってみて、都合が悪ければ見直すという方向でいいのではないか。

●7番 琴寄 成人 委員
最低でも2・3日前に連絡すればいいですか。グループで回る1週間前くらいかな。

●事務局 齋藤主任
一応日程については、早めに連絡をいただければ。

●局長 事務局で誰かしら行くようにしますので。

○議長 1週間前だったら、早い方がいいと思うのですが、最低1週間くらい前に報告してください。

○議長 では、農地パトロールについてはよろしいですかね。
では次のその他の案件

●事務局 松本主事
では2つ目の件について説明します。
「農地利用の最適化推進に関する意見及び令和5年度農業施策並びに予算に関する要望書」の提出についてになります。

次ページが要望の記載用紙です。毎年町に要望書の提出を行っております。今年も例年通り要望書の提出を予定しております。要望がありましたらこちらに記入していただき、9月15日までに事務局にご持参いただくか、ファックスで提出の方をお願いしたいと思います。提出いただいたものは、要望書を作り来月の総会で審議していただき、10月に提出させていただく予定となっております。

3番目にマイナンバーカードの普及についてです。先月に引き続き、マイナンバーカード普及促進について依頼がありましたので、作成していない方はぜひ申請の方をお願いいたします。

次に事務連絡についてです。

全国農業新聞普及活動について

- ・普及用品をお配りしましたのでご利用ください。
- ・申し込みは農業委員会事務局にご提出ください。

現金納付の方：申込書、領収書控、購読料

口座引落の方：申込書、購読農協口座引落承諾書

(昨年度と同じ口座の場合は、通帳印は押印不要)

- ・終了希望日も必ず記入願います。
- ・最終締切日は、11月15日(火)
- ・資料に個人情報が含まれるものがありますので、取り扱いには十分注意をお願いします。

以上です。

- 局長 先月の総会で12月のゆうがおマラソン大会で壬生菜の配布を行うかどうかをお話ししましたが、町の産業祭も中止ということですし、マラソン大会も形を変えて、募集も変えるみたいな動きがありますので、壬生菜の配布は取りやめという形でよろしいでしょうか。
- 議長 状況が状況ですので、壬生菜の配布は取りやめということでもよろしく申し上げます。
- 局長 視察研修旅行については、開催するかどうか、いかがいたしますか。もし開催するなら準備を始めなくてはならないが。
改選前の親睦旅行もあります、皆さんの積み立てもありますので、ご相談をさせていただきます。
- 議長 年内の総会までに方向性は出てくると思うが、研修積み立てはそのまま継続して、いつ開催できてもいいように状況を見て。
- 2番 大橋 好一 委員

旅行が厳しいとなれば、状況を見てみんなで食事会でもやったらいいのではない
か。その日1日くらいなら、なんとかなるでしょう。

○議長 状況をみてですね。

●2番 大橋 好一 委員

あらためて旅行となると準備しなくてはならないからね。町全体がこのような状
況なのに、委員会だけやるわけにはいかない。

○議長 とりあえず旅行積立の方は続けて、前向きに。
他にありますか。

●7番 琴寄 成人 委員

東原の赤土を掘った場所の件、終了しているので草刈りをしたいが、防護ネット
が片付けられていない。

●事務局 (齋藤説明)

現地を確認して、業者に連絡します。

○議長 他にございませんか。
(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第26回壬生町農業委員会総会
を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前11時38分閉会】

会 長 梁 島 源 智

6 番 高 橋 宏 治

7 番 琴 寄 成 人